

2025年1月14日

「サステナビリティ経営支援サービス」の取り組みについて ～株式会社関口油脂のサステナビリティ経営方針の策定等をサポート～

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、株式会社関口油脂（代表取締役 関口 純一）に対して、サステナビリティ経営の実現に向けた取り組みをサポートしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、当行が企業のサステナビリティ活動をレポートし、サステナビリティ経営方針とガイドラインの作成を支援する「サステナビリティ経営支援サービス※」により取り組んだものです。

当行は、地域金融機関として、地域の事業者の皆さまのサステナビリティ経営の促進と企業価値向上への貢献を通じ、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

※関連資料

2023年4月7日 ニュースリリース

[「サステナビリティ経営支援サービス」の取り扱い開始について～SDGs関連サービスの高度化に伴う改定～](#)

記

1. 対象企業の概要

企業名	株式会社関口油脂（代表取締役 関口 純一）
住所	栃木県栃木市岩舟町下津原 417
業種	油脂製品製造業
特徴等	使用済みの食用油やスーパーマーケット等での食品加工の際に生じる余分な脂身を再生資源として活用し、飼料、肥料やラードの原料へ加工処理を行う。資源の有効活用を通じて環境負荷の低減に取り組み、持続可能な循環型社会の構築に貢献している。

2. 策定したサステナビリティ方針について

添付の資料をご参照ください。

以上

株式会社関口油脂 サステナビリティ経営方針

当社は事業を通して、環境負荷を低減し、資源を持続的に活かす循環型社会の構築に貢献します。

主なステークホルダー

お客様

従業員

地域
社会

企業理念

【環境】

- ・資源を持続的に活かす循環型社会の構築に貢献する。
- ・常に環境を意識し地球保護に努める企業であり続ける。

【創造】

- ・新たな価値を創造し社会に貢献する。
- ・変化する時代の価値を柔軟に受け入れ、社会に必要とされる製品を創造する。

【信頼】

- ・人と人、人と物をつなぎ、恒久的な信頼関係を構築し共に繁栄出来る社会の発展に貢献する。
- ・顧客の信頼に応えるために誠実に役割と責任を果たす。

マテリアリティ

取組方針

経営目標

創出する 社会・経済価値

1. 資源循環への貢献

本業である廃食油や生脂（脂身）のリサイクルの取組み強化を通じて、資源循環への更なる貢献を果たします。

- ・2026年度までに航空燃料分野で使用
する製品の取扱いを開始する。
（現在：工業分野、飼料分野）
- ・2028年度までに取扱量3倍を目指す。
（2024年3月期対比）

2. サービスの質の 向上

サービスの質を向上させることで、お客様満足の向上を図ります。

- ・2025年度からお客様の利便性向上に
つながる不純物の少ない高精製の廃
食油の販売を開始する。
- ・2025年度までに顧客管理システムを
新たに導入する。

3. 人材育成

人材育成体制の充実化を通じて、一人一人が能力を発揮し活躍できる職場環境を整備します。

- ・2026年度までに人事制度の拡充を
図る。
- ・2026年度までに研修の充実化を図る
（基礎研修および階層別研修）。

4. 人権尊重

国籍や人種、性別、障がいの有無に関わらず、多様な人材が活躍できる職場環境を整備します。

- ・2027年度までに外国人労働者を2
名以上採用する。
- ・2026年度から地域の障がい者就
労継続支援事務所を活用する。

5. 労働災害防止

労働災害防止の徹底により、安心・安全な職場環境を整備します。

- ・安全衛生に関する研修・勉強会を
年1回以上実施する。
- ・製造工程の自動化を進め、労働災害
を未然に防止する。

人間

3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



豊かさ

8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくらう



10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



地球

12 つくる責任
つかう責任



サステナビリティガイドライン

2024年12月

株式会社関口油脂

サステナビリティガイドライン

1. はじめに

気候変動等の環境問題の深刻化、格差や貧困の拡大、感染症の拡大、紛争の勃発等、世界は難題に直面しており、企業を取り巻く環境も急速に変化、多様化、複雑化しています。

当社は、社会への貢献を目指し、お客様に満足いただける製品・サービスを提供するため、その安全性、品質等を追求してまいりました。また、企業には「持続可能（サステナビリティ）な社会の実現」に貢献する社会的責任があると認識し、環境負荷低減、人権尊重等に取り組んでおります。

近年、SDGsへの関心の高まりなど、社会課題の解決に向けた企業への期待も高まっております。そのため、本ガイドラインにより、ビジネスパートナーであるお取引先様と「持続可能な社会の実現」に関する認識を共有し、共に社会から期待される役割を果たしてまいりたいと考えております。

2. 本ガイドラインの目的

当社は、前述のとおり、社会へ貢献するためお客様に満足いただける製品・サービスを提供しておりますが、これは「社会に対して良い影響を及ぼすこと」を目指しているものです。

しかしながら、一般的に企業活動は社会や環境に多様な影響を及ぼす可能性があると考えられております。また、企業には「持続可能な社会の実現」に貢献する責任があると考えております。

この度、当社ではその貢献のために必要な事項を検討し、明文化することに取り組み、その一環として本ガイドラインを策定いたしました。その際、ISO26000（社会的責任に関する手引）を参考にし、従来は常識で当然のことと考えていた「差別の禁止」や「汚職・贈収賄の禁止」などについても、透明性や説明責任の観点から明文化することといたしました。

本ガイドラインにより、当社の全役職員はもちろんのこと、ビジネスパートナーであるお取引先様とも「持続可能な社会の実現」に対する認識を共有し、共に貢献してまいりたいと考えております。

お取引先の皆様におかれましては、本ガイドライン策定の趣旨をご理解いただき、本ガイドラインに基づく取り組みを推進していただきますとともに、皆様のお取引先へも取り組みを要請していただきますようお願いいたします。

3. サプライヤー行動規範

(1) 人権・労働

1) 差別の禁止

人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、出身地、宗教、障がいなどを理由とした採用、昇進、賃金、教育訓練などの雇用に関する差別をしない。

2) ハラスメントの禁止

事業活動のあらゆる場面で、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントを禁止する。

また、ハラスメントに関する相談体制を整備する。

3) 児童労働の禁止

法令で禁止されている児童の労働を禁止する。

4) 強制労働の禁止

暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由に拘束する手段によって、社員等の意思に反して労働を強制しない。

5) 適正な賃金

最低賃金等、賃金、福利厚生に関する法令を遵守する。

6) 適正な労働時間

働き方改革に取組み、労働時間、休憩、休日、年次有給休暇の付与等に関する法令を遵守するとともに、労働時間を適正に管理する。

7) 労働安全衛生の確保

労働安全衛生に関する法令を遵守するとともに、安全で健康的な職場環境の整備に取り組む。

また、事故の未然防止、精神面も含めた疾病の予防等に取り組む。

8) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

雇用形態にかかわらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応する。

9) 結社の自由、団体交渉の権利の尊重

社員が労働組合を結成する権利（団結権）、使用者（会社）と団体交渉する権利（団体交渉権）、要求実現のために団体で行動する権利（団体行動権（争議権））を尊重する。

(2) 環境

1) 廃棄物の管理

廃棄物に関する法令を遵守し、適正に処理する。

また、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組む。

2) エネルギー利用の効率化

エネルギー利用の効率化（省エネルギー）に取り組む。

3) 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガス排出量を把握し、排出の計画的な削減に取り組む。

4) 有害化学物質の管理、削減

法令等で規制されている化学物質の使用等の状況を把握し、法令を遵守し、適正に管理する。

また、その使用量の削減に取り組む。

5) 生物多様性の保全

自社の活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、その低減に取り組む。

6) 大気、水、土壌等の汚染防止等

大気、水、土壌等の汚染防止に関する法令を遵守し、汚染防止に取り組む。

また、自社の周囲の生活環境を保全するため、騒音規制、振動規制に関する法令を遵守し、その低減に取り組む。

7) 環境マネジメント

環境に関する法令を遵守するとともに、環境を保全する管理体制を整備する。

8) 再生可能エネルギーの利用

再生可能エネルギーの利用を推進する。

9) 天然資源の持続的利用

天然資源の持続的利用に配慮した調達、効率的な利用に取り組む。

(3) 公正な事業慣行

1) 汚職・贈収賄等の防止

汚職・贈収賄を禁止する。

また、反社会的勢力との関係を遮断する。

2) 不正な競争・取引等の禁止

不正な競争・取引、記録等の偽造・改ざん・隠ぺい等を禁止する。

3) 知的財産の保護

自社の知的財産を保護するよう、適切に取り組む。

特許侵害防止調査の実施などにより他社の権利への侵害を未然に防止する。

4) 個人情報保護の保護

個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱う。

5) 紛争鉱物の取り扱い禁止

紛争地域で採掘された鉱物資源を取り扱わない。

(4) 製品・サービス

1) 製品・サービスの安全性の確保

適用される法令を遵守するとともに製品・サービスの安全性を確保する仕組みを構築し、運用する。

2) 品質の保証

製品・サービスの品質を保証する仕組みを構築し、運用する。

また、不具合発生時の対応、原因究明、被害の拡大防止、再発防止等に関する手順、体制を整備する。

3) 環境に配慮した製品・サービスの提供

ライフサイクル全体で環境に配慮した製品・サービスを提供する。

(5) 組織体制

1) 法令の遵守

法令遵守の考えを社内に徹底する。

確実に法令を遵守するよう、体制・仕組みを整備する。

2) 事業の継続

事故や災害、感染症などの発生時における BCP（事業継続計画）を策定する。

3) 情報の開示

自社の人権・労働、環境、公正な事業慣行などに関する取り組み状況を Web サイトなどで適宜、公開する。

4. お取引先の皆様へ

当社は、本ガイドラインにより、ビジネスパートナーであるお取引先様とサステナビリティに関する認識を共有し、共に社会から期待される役割を果たしてまいりたいと考えております。

(1) ガイドラインの遵守

お取引先の皆様と締結しております「基本取引約定書」と併せ、本ガイドラインの遵守をお願いします。

(2) 体制の整備

本ガイドラインを遵守し、取り組みを推進するため、社内体制を整備し、運用していただくことをお願いします。

また、内部監査等により、法令違反、本ガイドライン違反の防止をお願いします。

(3) サプライチェーンへの周知徹底

お取引先の皆様の調達先、サプライチェーン全体にも、本ガイドラインの周知徹底をお願いします。

(4) ガイドラインの合意確認

お取引先の皆様が本ガイドラインを理解し、同意したことの確認として、「サプライヤー合意確認書」の提出をお願いする場合があります。

(5) 遵守状況の確認

お取引先の皆様に、本ガイドラインを遵守していただいていることを確認させていただくため、必要に応じて関係帳票類等の提出、事務所、工場等の現地調査をお願いします。